

第102期中間決算公告

平成21年12月10日

鹿児島市金生町6番6号
株式会社 鹿児島銀行
取締役頭取 永田文治

中間貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	58,795	預 金	2,828,150
コールローン	42,706	譲渡性預金	103,363
買入金銭債権	7,002	コールマネー	16,688
商品有価証券	260	債券貸借取引受入担保金	8,293
金銭の信託	10,087	借 用 金	220
有 価 証 券	978,829	外 国 為 替	138
貸 出 金	2,065,208	そ の 他 負 債	16,027
外 国 為 替	1,438	未 払 法 人 税 等	1,762
そ の 他 資 産	16,368	リ ー ス 債 務	1,491
有形固定資産	55,063	そ の 他 の 負 債	12,773
無形固定資産	8,252	役 員 賞 与 引 当 金	25
支払承諾見返	23,529	退 職 給 付 引 当 金	555
貸倒引当金	△ 24,118	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	748
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	938
		偶 発 損 失 引 当 金	171
		繰 延 税 金 負 債	2,278
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,938
		支 払 承 諾	23,529
		負債の部合計	3,011,068
		(純資産の部)	
		資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	11,209
		資 本 準 備 金	11,204
		そ の 他 資 本 剰 余 金	4
		利 益 剰 余 金	172,476
		利 益 準 備 金	18,130
		そ の 他 利 益 剰 余 金	154,345
		行 員 退 職 手 当 基 金	296
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	281
		別 途 積 立 金	146,297
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,469
		自 己 株 式	△ 286
		株主資本合計	201,529
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,819
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 468
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,475
		評価・換算差額等合計	30,826
		純資産の部合計	232,355
資産の部合計	3,243,424	負債及び純資産の部合計	3,243,424

中間損益計算書（平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
経 常 収 益		33,671
資 金 運 用 収 益	27,167	
（うち貸出金利息）	21,311	
（うち有価証券利息配当金）	5,707	
役 務 取 引 等 収 益	5,204	
そ の 他 業 務 収 益	501	
そ の 他 経 常 収 益	798	
	<hr/>	
経 常 費 用		26,174
資 金 調 達 費 用	3,141	
（うち預金利息）	2,199	
役 務 取 引 等 費 用	1,628	
そ の 他 業 務 費 用	236	
営 業 経 費	20,289	
そ の 他 経 常 費 用	877	
	<hr/>	
経 常 利 益		7,497
特 別 利 益		210
特 別 損 失		70
		<hr/>
税 引 前 中 間 純 利 益		7,637
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,696	
法 人 税 等 調 整 額	1,152	
	<hr/>	
法 人 税 等 合 計		2,848
		<hr/>
中 間 純 利 益		4,789

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年	～	50年
そ の 他	2年	～	20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合

理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見積額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、対象債権に対する予想負担率等により算定した将来の支払見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 527百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,736百万円、延滞債権額は24,582百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は467百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,194百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,981百万円であります。
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,534百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	208,588百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	17,668百万円
債券貸借取引受入担保金	8,293百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券59,434百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は359百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は583,366百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが578,394百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 30,552百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,255百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 1,106円44銭
13. 国内基準に係る単体自己資本比率 13.69%
14. 当行の取引先である株式会社穴吹工務店は、平成21年11月24日に東京地方裁判所へ会社更生手続開始の申立を行いました。同日現在の同社に対する債権額1,620百万円及び当行が保有する同社株式7百万円は、担保等により保全されていない部分について回収不能となるおそれがあります。なお、当該損失については、当事業年度において引当等の損失処理を行う予定であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、株式等償却 520百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 22円80銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株 式	37,275	58,682	21,406
債 券	827,698	836,071	8,373
国 債	356,372	357,284	912
地方債	107,648	110,027	2,379
社 債	363,678	368,759	5,081
その他	70,078	69,646	△431
合 計	935,052	964,400	29,348

注 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 上記の評価差額から繰延税金負債11,528百万円を差し引いた額17,819百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

3. 当中間期における時価のあるその他有価証券の減損処理額は、株式 513百万円であります。

4. 時価のある有価証券については、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

内 容	金 額
子会社・子法人等株式	527
その他有価証券	
社 債	9,255
非上場株式	1,835
非上場外国証券	0
非上場その他の証券	2,810

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,490 百万円
減損損失	2,634 百万円
その他有価証券評価差額金	2,069 百万円
有価証券償却等	1,726 百万円
無形固定資産償却超過額	532 百万円
減価償却超過額	506 百万円
睡眠預金払戻損失引当金	379 百万円
役員退職慰労引当金	302 百万円
繰延ヘッジ損益	317 百万円
退職給付引当金	224 百万円
その他	<u>904 百万円</u>
繰延税金資産小計	18,089 百万円
評価性引当額	<u>△4,427 百万円</u>
繰延税金資産合計	13,661 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13,598 百万円
前払年金費用	△2,151 百万円
その他	<u>△190 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△15,940 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△2,278 百万円</u>